

4-3 雨水浸透施設の整備

⑬ 雨水浸透施設の普及

主体 行政 / 市民 / 事業者

○ 補助制度の改正

- 雨水貯留浸透施設設置補助制度について、「提出書類の簡素化」や「Web申請の導入」による手続きの改善を図り、手続き方法の説明資料も分かりやすいものに更新していきます。

○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR

- 市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧、市役所窓口や公共施設（アンフォーレ、公民館など）でのパンフレットなどの掲示、まちかど講座、関係する事業者向けの説明会、ハウジングセンターや防災イベントへの出展など、あらゆる手段や機会を利用して雨水浸透の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- 市職員に対しても、改めて雨水浸透の意義を周知し、公共施設における雨水浸透施設の普及に努めていきます。

⑭ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施

主体 行政 / 市民 / 事業者

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- 安城市は、農地の絶大な保水機能により水害から守られていると言っても過言ではなく、農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）においては、現況と同程度の保水機能を担保する雨水流出抑制施設を確実に設置していく必要があります。
- 現在、境川・猿渡川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、500m²以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水流出抑制施設の設置が義務づけられていますが、今後は同様の取組を市内全域に拡大するための「条例の制定」及び「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準の改訂」を検討していきます。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- 安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準により、雨水流出抑制施設の設置に向けた指導を行います。